

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

前回は、不当要求行為に対する基本的留意事項である「(1)組織的対応方法」のア～エ  
ア トップの毅然たる対応方針とその貫徹 イ 資料の整備(暴力団等反社会的勢力に関する情報収集  
～新聞等) ウ 機器の準備 エ 不当要求防止責任者の選任  
を解説しましたが、今回は次項目の「オ 報告・連絡体制の確立」から解説します。  
※令和6年度の不当要求防止責任者講習は5月頃から12月頃までを予定しております。

## 法令編(立花書房教本の一部抜粋)

### ◎ 不当要求行為に対する基本的留意事項

#### オ 報告・連絡体制の確立

事業者等に対する暴力団等反社会的勢力によるアプローチについては、まず、その情報が確実に上司や関係者に報告・連絡された上で、その後、事業者等の基本方針に基づき、不当要求防止責任者が中心となって、迅速に対応することが大切です。

その意味で、指示系統の明確化と共に、普段から何でも報告できる体制、雰囲気作りが必要です。  
カ 各部門の協力

暴力団等反社会的勢力は、隙のあるところを狙ってアプローチを仕掛けてきます。したがって、各部門が協力して統一に対応していくことが、必要不可欠となります。

#### キ 不当要求防止責任者への組織的支援

不当要求防止責任者は、事業者等の基本方針の下、組織における不当要求に対応する責任者であることを理解する必要があります。上司・同僚は、不当要求防止責任者を孤立させないよう組織的に支援していく必要があります。

#### ク 教育の徹底、実践的訓練

組織的に対応するためには「不当要求には絶対に応じない」という基本方針を従業員、職員の一人一人にまで徹底する必要があります。

そのためにも、平素から不当要求の実態や対応方針等について研究するとともに、マニュアルを作成したり模擬訓練等の実践的訓練、社員研修会を実施したりする等、反復して教育を徹底することが重要です。

#### ケ 被害を受けない環境作り

暴力団等反社会的勢力からの不当なアプローチを牽制するため、暴力団排除ポスター、責任者講習の受講修了者、不当要求防止責任者選任済之証等を提出することが被害防止のために効果的な方法です。

#### ◇ ミニ講座 ～ 暴力団構成員等数・離脱状況(令和5年発表数値)

暴力団構成員、準構成員等は平成20年に82,600人でしたが令和4年には22,400人となっています。その中で六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会、稲川会の構成員数は8,500人となっています。特徴は、凶悪化・不透明化・資金獲得活動の多様化・組織勢力の寡占化です。

令和4年中の暴力団離脱者は360人となります。(5年度統計は本年3月下旬頃発表予定です。)